



基本方針 I : 生物多様性を守り、創ります。

施策の方向性 1 . 緑地・水辺環境の保全・再生・創出

施策①：藤沢市自然環境実態調査の継続的な実施

◆趣旨

藤沢市における生物多様性を保全し、必要に応じて対策を講じることができるよう、自然の現状を把握するための「藤沢市自然環境実態調査」を定期的・継続的に実施します。

調査及び解析は、前回までの調査を通じて構築した協働の仕組みを活かし、これまでと同様に市民や大学などの研究機関、市民活動団体との協働により行います。

◆取組内容（令和3年度～令和5年度）

- 「藤沢市自然環境実態調査」をおおむね10年ごとに定期的・継続的に実施します。
- マルチパートナーシップにより多様な主体が調査に参加するとともに調査に参加する人材の育成を行います。

◆各主体に期待される役割と市の役割

関連する主体	役割
市民	調査への参加又は協力
事業者	調査・評価への参加又は協力
大学などの研究機関	調査・評価・解析への参加又は協力
市民活動団体	調査・評価への参加又は協力
藤沢市	調査の実施

◆実行プランに位置づける藤沢市の目標設定

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 小規模調査の継続的な実施	調査の実施	調査の実施	調査の実施
2. 第3回調査の実施	準備	調査の実施	調査の実施
3. 調査に参加する人材の育成	手法の検討	実施	実施

※ 他の施策と共通性の高いものについては、併せて実施する場合があります。

◆「藤沢市生物多様性地域戦略」の取組（独自事業）

(1) 藤沢市自然環境実態調査の継続的な実施

- 本調査については、定期的・継続的にマルチパートナーシップにより実施し、生物の生息・生育環境の保全、再生、創出を図るための基礎資料として調査結果を整理・蓄積します。
- 調査結果の活用に向け、必要な場合は調査箇所の新設、小規模調査等を実施します。
- 人材の育成に関する講座等への多様な主体の参加を促進します。

（担当事業課：みどり保全課）



基本方針 I : 生物多様性を守り、創ります。

施策の方向性 1 . 緑地・水辺環境の保全・再生・創出

施策② : 緑の確保と緑地・水辺環境の質の向上

◆趣旨

生物多様性の重要性の観点から、緑地に限らずその周辺の良好な環境を構成する水田などの水辺空間を保全するとともに、多様な生きものが生息・生育する空間の確保に努めます。

◆取組内容（令和3年度～令和5年度）

- ビオトープネットワークの形成を図ります。
- 緑地内の水辺環境の保全を促進します。

◆各主体に期待される役割と市の役割

関連する主体	役割
市民	取組内容への理解
事業者	取組内容への理解
大学などの研究機関	取組への助言、協力
市民活動団体	保全・再生活動への参加又は協力
藤沢市	取組の推進

◆実行プランに位置づける藤沢市の目標設定

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 既設ビオトープの維持管理	維持管理の継続	維持管理の継続	維持管理の継続
2. 市管理緑地等におけるビオトープ要素の導入	実施	実施	実施
3. 市管理緑地等における湿地空間保全活動の推進	保全活動の実施	保全活動の実施	保全活動の実施

※ 他の施策と共通性の高いものについては、併せて実施する場合があります。

- ◆「藤沢市生物多様性地域戦略」の取組（独自事業）と既存計画関連の取組（関連事業）との連携を緊密に行うことで、「生物多様性への全ての影響（危機）」の回避を目指します。 ※2頁参照

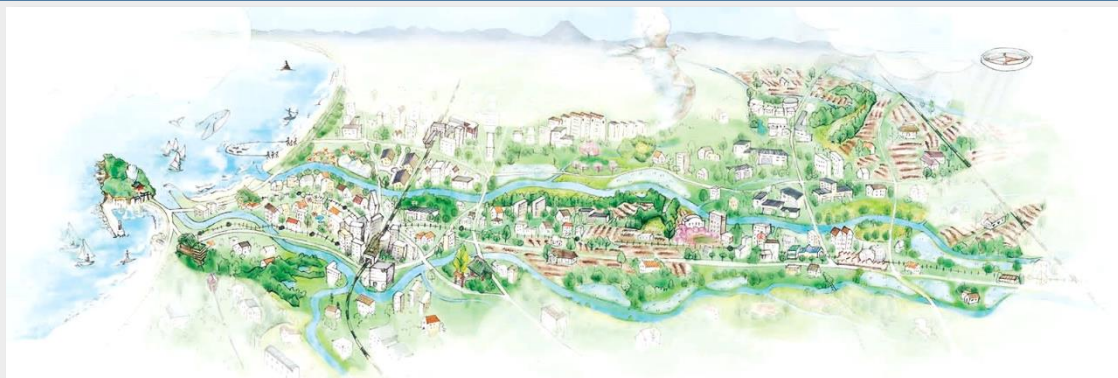
◆「藤沢市生物多様性地域戦略」の取組（独自事業）

(1) ビオトープネットワークの形成
<ul style="list-style-type: none"> ● 都市公園や市管理緑地等において、生きものの生息・生育場所となるビオトープ要素の導入や再整備を行うとともに維持管理を実施します。 ● 既設ビオトープの維持管理を市民活動団体等との協働により実施します。 ● 生物多様性に配慮した緑化を推進します。 (担当事業課：みどり保全課)
(2) 緑地等の水辺環境保全の推進
<ul style="list-style-type: none"> ● 緑地とその周辺の環境を構成する良好な水辺空間を保全します。 ● 緑地等の水辺環境において、植生や水辺の生きもの調査を市民協働により行います。 (担当事業課：みどり保全課)

◆既存計画関連の取組（関連事業）

(1) 緑の保全制度の活用による緑地空間の確保
<ul style="list-style-type: none"> ● 「石川丸山緑地保全計画等推進事業」、「健康の森保全再生整備事業」の実施において、「都市緑地」、「特別緑地保全地区」等の指定を行うとともに、都市緑地については、順次、整備を進めます。 (関連事業課：「石川丸山緑地保全計画等推進事業」みどり保全課) (関連事業課：「健康の森保全再生整備事業」西北部総合整備事務所)
(2) 水と緑の軸線の整備等
<ul style="list-style-type: none"> ● 引地川の活用に関して神奈川県や大和市等と連携を図るとともに、大庭鷹匠橋上流部における引地川緑地の整備を検討します。 (関連事業課：公園課)
(3) 藤沢市風致地区条例による規制・誘導の実施
<ul style="list-style-type: none"> ● 藤沢市風致地区条例による指導を実施します。 ● 藤沢市風致地区条例の手続きに関連する情報提供を行います。 (関連事業課：街なみ景観課)
(4) 農地の自然的空間・交流空間としての保全・活用
<ul style="list-style-type: none"> ● 収穫体験講座、食育講座を実施します。 ● 水田耕作者に対する支援 ● 農業振興地域整備計画の管理 (関連事業課：農業水産課)
(5) 湘南海岸の保全
<ul style="list-style-type: none"> ● 神奈川県が実施する湘南海岸の養浜事業に関する情報の共有・調整に努めます。 (関連事業課：農業水産課)

<p>(6) 河川の親水性確保と河岸部の自然回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 準用河川等における親水性を考慮した川づくりを検討し推進します。 準用河川や水路等の改修工事や小規模改善時においては可能な限り多自然川づくりの整備等の生物多様性に配慮した治水対策を実施します。 (関連事業課：河川水路課)
<p>(7) 下水道整備等による河川と海の水質保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 合流式下水道緊急改善事業の推進、汚水処理施設の普及、下水道施設の適切な運営管理を行います。 ● 下水道事業計画区域外においては、みなし浄化槽及び汲み取り便槽から転換して浄化槽を設置する場合にその費用の助成を行います。 (関連事業課：下水道総務課・下水道管路課・下水道施設課)
<p>(8) 公共用水域の調査及び工場・事業所排水の規制・監視・指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 河川や海の水質環境の調査、測定の強化を図ります。 ● 水域に生息する生きもののため、河川・海域環境の保全等の促進に努めます。 ● 工場や事業所への規制、監視及び指導を行います。 (関連事業課：環境保全課) ● 公害防止設備をはじめとする、市内における事業活動で必要な設備導入を計画している中小企業に対して金融支援（融資、利子補給、保証料補助）を行います。 (関連事業課：産業労働課)
<p>(9) 大規模土地利用転換の際の地区計画等の適用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模土地利用転換の際に地区計画等の適用を推進します。 (関連事業課：都市計画課) ● 開発や事業による生きものの生息・生育環境への影響に関して、「藤沢市自然環境実態調査」の結果等の事前の情報提供を行い、生きものの生息・生育環境の保全に向けた啓発を図ります。 (関連事業課：みどり保全課)



生物多様性の観点から、緑地に限らずその周辺の水田などの水辺空間を保全し、多様な生きものが生息・生育する空間の確保に努めることが重要です。また、自然環境が有する機能を活用し、持続可能な地域づくりを進めるなど、「グリーンインフラ」の取組を推進し、その概念をあらゆる主体に広めることが、人と自然環境のより良い関係の構築につながります。